益田市自転車の放置防止に関する条例に基づく対応スケジュール

注意喚起　**実施日：令和8年10月22日（木曜日）**

〇注意喚起の札を取り付けます。

警告　**実施日：令和8年11月05日（木曜日）**

〇条例第12条第1項または第3項の規定に基づき、警告札を取り付けます。

※放置自転車撤去の実施について、警告札取り付け後に市公式ウェブサイトで周知します。

※防犯登録、車体番号および色の確認を行い、警察署に照会します。

撤去　**実施予定日：令和8年11月12日（木曜日）**

〇条例第12条第2項または第4項の規定に基づき、対象の自転車を撤去します。

保管　**令和8年11月12日（木曜日）以降**

〇条例第13条第1項の規定に基づき、対象の自転車を撤去日から60日間保管するとともに、撤去および保管に関する告示を行います。告示の期間は、同条例施行規則第5条の規定に基づき14日間です。

　返還に際しては、条例第14条および同条例施行規則第9条の規定に基づき、撤去費および保管費を徴収します。

・撤去費　1,030円

・保管費　撤去の日から15日まで　1,030円

16日から30日まで　2,090円

31日から45日まで　3,130円

46日から60日まで　4,190円

※警察へ盗難届等があった場合は減免措置があります。

通知　**令和8年11月12日（木曜日）以降**

〇条例第13条第2項の規定に基づき、所有者に通知を行います。

処分　**告示：令和9年1月予定　処分実施：令和9年1月予定**

〇引き取られない自転車および所有者が不明な自転車は、60日間保管した後、条例第13条第3項および同条例施行規則第8条の規定に基づき、処分に関する告示を行い告示の日から7日後に処分します。

〇対象の自転車を処分します。